

J A M 政策NEWS

2007年1月5日 第2007-22号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

平成19年度中小企業関係税制改正のポイント

本年4月より中小企業に対する税制が大きく改正されます。主な改正点は、中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃、計画的な事業継承を支援する制度の創設、さらに事業承継税制の見直しの提言、減価償却制度の抜本的な見直しなどです。

原価償却の見直しは、JAM工作機械部会が政策要求していた一部が実現しました。今後、中小企業事業承継についてJAMの中でも課題となることを見込まれます。

	改正点	効果
中小企業の経営基盤の強化	1. 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃 同族会社に対する留保金課税の対象から中小企業を除外。	内部留保に対する法人税の上乗せ課税が完全撤廃され、内部留保の充実が一層可能になる。
	2. 中小企業地域資源活用促進法(仮称)に基づく税制措置 次期通常国会に提出予定の新材に基づき、産地技術や農林水産品等の地域資源を活用した事業に取り組む中小企業に対する設備投資の支援措置(30%の特別償却または、7%の税額控除)を創設。	各地域の「強み」を活かした分野への積極的な設備投資が可能となる。
	3. 減価償却制度の抜本的な見直し 競争力強化の観点から、国際標準に合わせ、減価償却可能な限度額(現行95%)を撤廃するなど、減価償却制度を抜本的に見直し。	早期に損金に落とせる額が大幅に増えることで、設備投資をより積極的に進めることができる。
	4. 中小企業等基盤強化税制の延長 中小小売・卸・サービス業等に対する設備投資の支援措置(30%の特別償却または、7%の税額控除)を延長。	中小小売・卸・サービス業においても、設備投資をより積極的に進めることができる。
中小企業の事業承継の円滑化	1. 相続時精算化税制度の自社株式特例の創設 これまで相続時精算課税制度の対象にならなかった60歳(本則65歳)以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供に自社株を贈与する場合に非課税枠が3000万円(本則2500万円)となる特例を創設。	スムーズに株式贈与ができ、早期の後継者への事業継承が容易になる。
	2. 種類株式の評価方法の明確化 配当優先の無決議権株式(普通株式評価額から5%評価減も可能)や拒否権付株式など、円滑な事業承継のために活用が期待される典型的な種類株式についてその評価方法を明確にする。	種類株式を活用することで経営権を安定的に承継することが可能となる。
	3. 非上場株式に係る事業承継税制の見直し「検討事項」 <税制改正大綱(抜粋) - 検討事項 - > 事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。 こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、幅広く検討する。	事業承継を適切に行えるようになる。